

ねやがわし 農業委員会だより

Vol. 93
2024. 3



ねやがわ農業トピックス… 2～4

- ・ 農業まつり… 2
- ・ 農産物品評会… 3
- ・ 農地パトロール… 4

お知らせ… 5

- ・ 農地の賃借料情報
- ・ 宅地造成等規制法の改正
- ・ 生産緑地制度

元気ファーマー… 6

01 寝屋川市農業まつり

令和5年11月18日に打上川治水緑地で、第41回農業まつりが開催されました！
今年も地元農産物に加え、米粉パンや餅の販売、JAの販売コーナー、スーパーボールすくい等が行われ、天候に恵まれなかったにも関わらず、約2,000人もの方々が来場されました。

先着100名で小学生以下の子どもたちが対象のイベント「おうちで野菜を育てよう」も実施され、参加した子どもたちは、プランターに土を入れるところから体験し、育て方も教えてもらい、「大きく育つといいな」と、みんな笑顔でおうちに持って帰りました。

後日、イベント参加者より「楽しく水やりをしています！」「大きく育ちました！」などのコメントをいただきました。



02 寝屋川市農産物品評会

寝屋川市長賞



令和5年11月29日（水）に令和5年度寝屋川市農産物品評会が開催されました。73点の出品があり、審査の結果、以下13点の農産物が入賞となりました。

品評会后、出品されたものは子ども食堂へ寄付されました。

🏆 寝屋川市長賞【玄米（にこまる）】：柘井 信仁（太秦）

🏆 大阪府知事賞【柿】：家原 傳三（寝屋）

🏆 寝屋川市議会議長賞【はくさい】：溝口 透（太秦）

🏆 寝屋川市農業委員会会長賞【玄米（にこまる）】
：山口 寛司（太秦）

🏆 北河内農業協同組合組合長賞【玄米（ヒノヒカリ）】
：北山 茂平（秦）

🏆 九個荘農業協同組合組合長賞【にんじん】
：滝本 拓馬（上神田）

🏆 寝屋川市農政推進協議会会長賞【マイヤーレモン】
：辻本 嘉秀（寝屋）

🏆 大阪府農業共済組合組合長賞【だいこん】
：中村 治彦（美井）

🏆 北河内地区農業委員会連合会会長賞【落花生】
：畠中 重夫（寝屋）

🏆 寝屋川市農業研究クラブ会長賞【さつまいも】
：甲 正裕（寝屋）

🏆 努力賞【きゃべつ】：堀井 英明（寝屋）

🏆 努力賞【かぼちゃ】：倉内 勇（高宮）

🏆 努力賞【大豆】：喜多 康紀（木屋）



03 農地パトロール



農業委員会では、遊休農地の発生防止・解消、違反転用発生防止・早期発見を目的とした農地パトロールを、市内農地を対象に令和5年8月から9月にかけて実施しました。

特に遊休農地については、草刈り等の保全管理だけでなく、耕作を再開するよう指導しています。

今年度も市内を旧村単位の5ブロックに区分し、その区域内の農業委員会を中心に編成し、パトロールしました。



農地パトロールで発見した1号・2号遊休農地については、所有者に対して聴取及び対象農地の利用意向調査を行いました。

その際、「自身が高齢で耕作できない」「農地を相続したけど、仕事をしていて耕作できない」等耕作を再開することが難しい場合は、農地のマッチング事業の活用等をご案内しています。

意向調査後も耕作が再開されない、事情聴取に応じない場合には、課税地目が農地以外に変更する等の、固定資産税担当と連携した対応を講じています。

遊休農地とは？

【1号遊休農地】

現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供しないと見込まれる農地

【2号遊休農地】

農業上の利用の程度が周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地

【管理不全農地】

耕作しているが、雑草が繁茂する等、管理が不全な農地



宅地造成等規制法の改正

「宅地造成等規制法」が改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が令和5年5月26日に施行されました。

それに伴い、寝屋川市では、国土交通省が示す基本方針に基づき、基礎調査を行った結果、市内全域を宅地造成等工事規制区域に拡大し、令和6年4月に指定（運用開始）を予定しています。

指定後は、土地の用途や目的にかかわらず規制対象となり、**農地で造成行為をする際にも許可を要する場合があります。**

概要等は市ホームページ（審査指導課）でもご覧いただくことができます。

問い合わせ先：審査指導課（☎072-825-2798）

賃借料情報

農地法第52条の規定に基づき寝屋川市内の農地の1筆10aあたりの賃借料を集計しましたので、情報提供します。

地域	平均額	最高額	最低額
市内	21,557円	36,500円	14,413円

（対象：22筆）

なお、この「賃借料情報」は実勢の集計値であり、拘束力はありませんので、実際の契約の際には、貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで、締結してください。

生産緑地制度

「生産緑地」追加指定を行っています。

【主要要件】

- ・ 現況が農地であること。
 - ・ 一段300㎡以上の区域であること。
 - ・ 「同一の街区」または「隣接する街区」に存在する複数の農地で合計面積が300㎡以上となるもの（一段の農地を構成する個々の農地の下限面積は100㎡）
- 指定の要件を満たし、かつ現地調査などの結果、生産緑地法に基づく指定可能な農地について、土地所有者の申出に基づき、追加指定を行っています。

指定を受けると…



✓ 生産緑地として税制特例措置

相続税等・納税猶予の適用

固定資産税等・農地課税

✓ 農地等として管理

主たる従事者が死亡等した場合等は、買取申出が可能

「特定生産緑地」とは…

生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、いつでも買取申出が可能となることから、現在適用されている税制措置が適用されなくなります。

そこで、新たな制度である「特定生産緑地」に指定されることで、買取申出が可能となる期間が10年延伸され、現在適用されている税制措置が、引き続き適用されます。

生産緑地及び特定生産緑地の受付は2軸化事業本部で随時行っています。

必要書類、受付期間等の詳細については、（2軸化事業本部）のホームページで確認することができます。

※生産緑地及び特定生産緑地の指定は、要件がありますので、必ず事前相談をお願いします。

【問い合わせ先】

2軸化事業本部（☎072・813・1204）

農業委員会事務局（☎072・825・2746）

京田 亮二さん
32歳



農業委員会事務局
寝屋川市本町15番1号
☎ 072-825-2746

農業を始めようと思ったきっかけは？

農業を始める前は飲食店で働いていましたが、おじいちゃんになっても続けることができる仕事がしたいと考え、様々な仕事を検討していた中で、野菜を食べることが好きだったことから、作るほうにも興味を持ったことがきっかけです。

そこからのように農業を始めましたか？

農業に興味を持っていて、友人に相談したところ、その友人が勤めている会社が偶然農業に興味を持たれていて、最初はその会社で奈良に農地を借りていただき耕作を始めました。

最初は作り方等何もわからなかったのでは？

全くわからなかったのですが、最初の一年は西日本を回って農家の方々に作り方を教えていただきました。中には、奈良の農地まで来て教えてくださる人もいました。

どのようなことを教えていただきましたか？

基本的なことからでしたが、土にあったものを作ることが大事だと教えていただきました。

最初は、その土にどの作物が合っているか色々な作物を植えてみて、合ったものに絞っていくようにしています。



好きな野菜はピーマンです



現在どのくらいの面積で耕作されていますか？

独立してからは、寝屋川市と八尾市で借りているところを合わせた五反ほどで、無農薬野菜を作っています。

採れた作物はどこかに卸されていますか？

会社で農業をしていた頃の営業担当が交渉してくれたところや、自身で飲食店に野菜を持ち込んでお願いした8店舗、個人先は12人に卸しています。

飲食店の中には、料理名に「亮ちゃんの野菜」と名前を入れてくださっているところもあります。(笑)

今後チャレンジしたいことはありますか？

今チャレンジ中のことですが、自身で作った無農薬野菜を使ったオーガニックの飲食店を開く予定です！

農地に行っている間は母親に仕込みをお願いしようと考えていて、仕事をやめてからゆっくりとしていた母も楽しみにしてくれています。

大和田駅、国際大学近くの商店街の中で3月にオープン予定です！

【編集者のコメント】

野菜を試食させていただきました！

どれもみずみずしく、やさしい甘さでとってもおいしくいただきました。

くせもなく、様々な料理に使うことができるだろうなあと「亮ちゃんの野菜」を使いたくなる飲食店の方の気持ちに勝手にながらわかる気がしました。(笑)